

# 徳島県教育委員会教育長訓令第一号

庁 中 一 般  
各 教 育 機 関

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程及び徳島県教育委員会の事務の決裁及び専決に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

徳島県教育委員会教育長 榎 浩 一

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程及び徳島県教育委員会の事務の決裁及び専決に関する規程の一部を改正する訓令

(教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部改正)

**第一条** 教育長の権限に属する事務の委任に関する規程(昭和四十六年徳島県教育委員会教育長訓令第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二第三号中ニをホとし、ハをニとし、ロをハとし、イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 第五条第一項本文の規定による所属職員の勤務時間等を指定すること。

別表第二中第六号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成十四年法律第百六十二号)の規定による災害共済給付に関する事務の処理(教育委員会事務局の分掌に属するものを除く。)

別表第二中第五号の次に次の一号を加える。

六 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第九条第一項の規定による一年単位の週休日及び勤務時間の割振りの特例に関する規則(令和三年徳島県人事委員会規則七―一〇)第二条第十三項の規定による所属職員に対する通知

(徳島県教育委員会の事務の決裁及び専決に関する規程の一部改正)

**第二条** 徳島県教育委員会の事務の決裁及び専決に関する規程(昭和四十六年徳島県教育委員会教育長訓令第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「次号から第八号において」を「以下」に改める。

第十条の表課内室長の項中「室長補佐」を「副課長」に改める。

別表第一の表第一項中第二十四号を第二十五号とし、第十二号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

12 服務規則第五条第一項本文の規定による所属職員の勤務時間等の指定	課長
------------------------------------	----

別表第二教育政策課の表第五項第三号中「非常勤職員」の下に「組織規則第四条第三号に規定する学校運営協議会の委員及び」を加え、同表第八項第十二号中「同条第二項」を「同条第二項及び第三項」に、「週休日及び勤務時間等」を「週休日等」に改める。

別表第二教職員課の表第一項第三号中「非常勤職員」の下に「組織規則第四条第三号に規定する学校運営協議会の委員及び」を加え、同表第四項中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

る。

11 学校規則第十六条の二の二第四項の規定により校長から提出された県立学校における勤務時間の特例についての届出を受理すること。

別表第二学校教育課の表第九項各号列記以外の部分中「この項において「規則」とは、」を「この項において、「協議会規則」とは徳島県学校運営協議会規則（令和二年徳島県教育委員会規則第八号）を、「学校規則」とは」に改め、同項第一号から第十号までの規定中「規則」を「学校規則」に改め、同項中第十号を第十三号とし、第一号から第九号までを三号ずつ繰り下げ、同項に第一号から第三号までとして次の三号を加える。

- |  |     |
|--|-----|
| 1 地教行法第四十七条の五第一項及び協議会規則第二条第一項の規定により学校運営協議会を設置すること。 | 教育長 |
| 2 協議会規則第三条第一項の規定により委員を任命すること。                      | 教育長 |
| 3 協議会規則第九条第一項の規定により委員を解任すること。                      | 教育長 |

別表第二特別支援教育課の表第十二項各号列記以外の部分中「この項において「規則」とは、」を「この項において、「協議会規則」とは徳島県学校運営協議会規則を、「学校規則」とは」に改め、同項第一号から第七号までの規定中「規則」を「学校規則」に改め、同項中第七号を第十号とし、第一号から第六号までを三号ずつ繰り下げ、同項に第一号から第三号までとして次の三号を加える。

- |  |     |
|--|-----|
| 1 地教行法第四十七条の五第一項及び協議会規則第二条第一項の規定により学校運営協議会を設置すること。 | 教育長 |
| 2 協議会規則第三条第一項の規定により委員を任命すること。                      | 教育長 |
| 3 協議会規則第九条第一項の規定により委員を解任すること。                      | 教育長 |

別表第二生涯学習課の表第五項第四号中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）」を「地教行法」に改める。

## 附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。